

平成24年 4月より 子ども手当から児童手当に変わりました



児童手当は、0歳から中学校修了（15歳になった後の最初の3月31日）前の児童を養育している方を対象に次のとおり支給されます。

※現在子ども手当を受給されていて、支給対象となる子どもの人数に変更がない方は、手続きの必要はありません。

支給額（現行のまま）		月額
・3歳未満（一律）		15,000円
・3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）		10,000円
・3歳以上小学校修了前（第3子以降）		15,000円
・中学生（一律）		10,000円

なお、6月から所得制限が導入されます。所得制限は、年収960万円（夫婦・児童2人世帯）を基準に設定（政令で規定）します。所得制限額以上の世帯にも、当分の間の措置として子ども1人につき5,000円が支給されます。

◆現況届のお知らせ

昨年は子ども手当の現況届を提出する必要がありませんでしたが、児童手当では現況届を6月に提出する必要があります。詳しくは、広報こまつしま6月号（No. 697）にてお知らせします。

【お問い合わせ先】市児童福祉課児童福祉担当（市役所1階⑩番窓口）
TEL 32・2114 / FAX 32・3818

公立保育所子育て支援事業

「みんなのひろば」親子利用者を募集

「みんなのひろば」とは、子育てをしている家庭を対象に、公立保育所を開放し、親子で遊んだりして楽しく子育てができるお手伝いをさせていただく場です。市内在住で保育所や幼稚園に通っていない0歳から就学前までの子どもと保護者を対象に、50組程度の親子を募集します。

【実施場所】坂野保育所（坂野町根上り13・1）

【実施日】毎月第1～4水曜日（午前9時30分から午前11時まで）

※平成24年度は6月から平成25年2月まで実施します。ただし、8月・9月・12月はお休みです。

【申込方法】坂野保育所で5月7日（月）より登録制にて受付します。

※年度ごとの登録制のため、以前登録されている方も再度お申し込みください。

【利用料】無料。ただし、登録時に帽子・名札代として600円程度が必要です。

お問い合わせは、坂野保育所（坂野町根上り13・1） ☎ 37・1770 まで。

5月5日から「児童福祉週間」

平成24年度標語

「ニコニコは「なかよくしよう」の あいずだよ

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めています。

【お問い合わせ・相談先】市児童福祉課（市役所1階⑩番窓口）

TEL 32・2114 / FAX 32・3818